

●香川県告示第49号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和2年2月21日から同年3月13日まで一般の縦覧に供する。

令和2年2月21日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 栗井観音寺線（240号）
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
観音寺市木之郷町1110番1地 先から 観音寺市木之郷町1113番5地 先まで	前	5.7~8.2	18	道路整備事業による道路 拡幅
	後	8.2~12.7	18	